佐久市春日財産区森林経営委託業務プロポーザル審査委員会設置要領

（目的）

第１条　この要領は、佐久市春日財産区有林の一定区域（林班）の長期的な森林経営（施業）計画及び施業等に関して、林業事業体からの企画・技術提案（以下「企画提案」という。）について、公正かつ適正な審査を行うために、佐久市春日財産区森林経営委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（審査委員会の任務）

第２条　審査委員会は、前条の目的に関わる実施要領及び評価基準等を審査するほか、企画提案に対する評価を行い、林業事業体の候補者を特定するものとする。

（組織）

第３条　審査委員は、春日財産区議員、長野県佐久地域振興局及び有識者の計５名以上で組織する。ただし、選定業者一覧表の関係者を除く。

（委員長）

第４条　審査委員会は、委員長を置き、委員長は佐久市春日財産区議長とする。

２　委員長は、審査委員会を総括し、審査委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　審査委員会は、審査委員の３分の２以上の出席をもって成立する。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（委員の任期）

第６条　委員の任期は、林業事業体の候補者を特定するまでとする。

（守秘義務）

第７条　委員は、本件業務上で知りえた情報を他に漏らしてはならない。

（庶務）

第８条　審査委員会の庶務は、佐久市総務部望月支所経済建設環境係において処理する。

（補足）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、平成２６年６月２３日から施行する。

平成２９年　４月　１日　改訂　　平成２９年　４月　１日　施行
平成３０年　３月　１日　改訂　　平成３０年　３月　１日　施行
平成３０年　４月　１日　改訂　　平成３０年　４月　１日　施行
令和　８年１１月１９日　改訂　　令和　８年１１月１９日　施行